第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	毎学年、六月三十日までに行うもの	入園時及び毎年度二回行う（そのうち一回は六月三十日までに行うものとする。）ことを原則
第六条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
第七条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の園児に係る法第十三条第一項
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

第十条から第二十四条まで並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える学校保健安全法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	毎学年、六月三十日までに行うもの	入園時及び毎年度二回行う（そのうち一回は六月三十日までに行うものとする。）ことを原則
第七条第一項	法第十三条第一項	満三歳以上の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下「園児」という。）に係る法第十三条第一項
［同上］	［同上］	［同上］